

寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～ 略 ～ (借入れの申込) 第6条 (略) 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)・(2) (略) (加える) <u>(3) その他町長が必要と認めた書類</u> 3 (略) ～ 略 ～ (償還免除) 第15条 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。 (1) 借受人の死亡を証する書類 (2) 借受人が精神若しくは身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類 (加える) 3・4 (略) ～ 略 ～ (加える) ～ 略 ～	～ 略 ～ (借入れの申込) 第6条 (略) 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1)・(2) (略) (3) 償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者又は保証人の収入又は資産の状況について、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくは保証人に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提出を求めることの同意書 <u>(4) その他町長が必要と認めた書類</u> 3 (略) ～ 略 ～ (償還免除) 第15条 (略) 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。 (1) 借受人の死亡を証する書類 (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類 <u>(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類</u> 3・4 (略) ～ 略 ～ <u>第3号様式の2</u> <u>(別添のとおり)</u> ～ 略 ～ <u>附 則</u>

この規則は、公布の日から施行する。

第 3 号様式の 2(第 6 条関係)

同意書

寒川町が償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全額若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、私の収入又は資産の状況について報告し、又は官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提出を求めることを同意します。

年 月 日

借入申込者

㊞

(保証人を立てる場合)

連帯保証人

㊞

(宛先) 寒川町長